小樽商大緑丘新聞

発行所
小樽商科大学緑丘新聞
小樽市緑丘47番地
TEL 4950
購読料　一部 10円　一年 200円

論説

現職警官聽講生問題は学園民主化の方向を考えてこそ解決できる

（一）

学生大会での現職警官聽講に反対する本議決は、本学生部の名をもって可決した。討議された時間は約四時間。全学生のおよそ九割が参加し熱心に討議した結果である。もちろん、現職警官の聽講を許可しそもいい、という者もいた。「既に教授会で許可したのだから」とか「事件が起きてから問題すべきだ」との考えが多かった。しかし、彼等としても「やはり警官が学内にいない方がよい」との事で反対新聞紙上学内の自由を守らねばならないとしている。では何故学内、学園の自由を守るため現在、現職警官聽講に反対を唱えねばならないだろうか。この点につきわれわれは学生部大会が打ち出した反対理由を検討し支持する。

（二）

まず、第一に、彼等が教育という特殊なメカニズム機構の中で生活している事である。われわれは毎日二百人の教授を決して知っているのではない。しかし彼等が本職の教授官である事は一切の教育活動を受け、教授の責務を負担する。（教授法第二条）職務がある事を忘れてはならない。その社会的な一例として、去年七月発刊の中に次のごとく伝されている「教授知の知る教授時の自本部を一本として組織の強化、それに伴って教授部所属を担当する者としては一致ノンビリなる気持ではいられない。それと共に新聞紙はこれを指摘している わけです。本年の部に上部機関はこれを強く要求し押しつけているわけです！」このような機関の中で、二名の現職警官は本部から本学聽講の許可を受けている。また聽講者は個人資格ではない。本学生部の推薦によるものである。以上の事から明確は本学へ、現職警官が学校へ来ているとはいうとしても考える余地はなくしたがって本学（北海学園大学）に聽講する事それ自体が教育となる事は決定的である。われわれは、国家権力の中で教育活動について教育者が学内で多く出た問題反対である。

（三）

第二に、全国大学でひんぱんに起っている警官による出張調査やスパイ事件を考えなくてはならない。関西大学の出張調査、法政大学の警官と教授等を巡る調査を巡る事件、立命館大学で「不敬の言い」の時の警官侵入事件、慶応大学の警官の出張調査によるスパイ事件、東北大、慶応大の警官の出張調査、清明では昨年十月に起った北海道学大学の警官出張調査、清明では昨年十月に起った北海道学大学の警官出張調査、清明では昨年十月に起った北海道学大学の警官

第二百六十八号　（第三種郵便物認可　昭和25年8月15日）

警官と大学

寄稿

監視は無形の壓力に通ずる

自由な學問研究を

北大法學部一教授

（一）

東京「五番教室」では学生側と「ポポロ」が、拾川事件に対した劇「いつの日にか」の舞台公演を行っていた。昭和二七年一月二日、小林多喜二氏の命日である。学生、教員、その家族など三百人程の観衆の中に、三名の私服が交つていた。やがて第二幕の終つたとき、学生はそれを見つけ出した。逮捕はあわてて逃出しようとしたがとらえられ、押田巡査のすれ、証拠品を奪き、警察手帳をとり上げられた。

翌日、警察は民主教育協議会に抗議し、学生の一人を逮捕した。後日、他の一名の学生もとらえられた。警察庁では、被害者、暴力行為等処罰法違反で起訴した。事件は国会でも取り上げられた。警察庁内の内部から、法務庁警察官僚が、意図、学内を偵察し、教授、学生の共産主義者を探索、摘発しようとしていたことが明かにされた。三月四日の参議院法務、文部委員会では、警察庁長官、警察庁の責任者が、学生の自治、学問の自由の問題、学内の共産主義者の問題、学内の共産主義者の問題、学内の共産主義者